

多摩市みんなの文化芸術条例の施行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多摩市みんなの文化芸術条例（令和3年多摩市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の所掌事項)

第2条 条例第9条の規定により設置する多摩市文化芸術推進委員会（以下「委員会」という。）は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じて、多摩市文化芸術振興計画の推進及び同計画の施策の評価に関し審議し、答申すること。
- (2) 前項に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要と認めること。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者7人以内をもって構成する。

- (1) 市の区域における文化芸術活動について知見若しくは経験を有する市民又は文化芸術について知見を有する専門家 5人以内
- (2) 市民（前号に掲げる者を除く。） 2人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選でこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(委員会の定足数及び表決数)

第6条 委員会は、委員の半数を超える者の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(委員会の事務局)

第8条 委員会の事務局は、くらしと文化部文化・生涯学習推進課に置く。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第5条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。